

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ

この度は、「長野県南箕輪村」にご寄附いただき誠にありがとうございました。

確定申告が不要な給与所得者等の方については、ふるさと納税先自治体が5団体以下の場合に限り、ふるさと納税先自治体に申請することによって、確定申告が不要となります。

この制度を利用する場合は、別紙「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載し、下記の必要書類を同封の上、提出先までお送りください。

なお、特例申請書の提出時の郵送料については、ご負担くださいますようお願い申し上げます。

- 《提出書類》 ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（原本）
・必要書類（下記をご参照ください。）
- 《提出期限》 寄附した年の翌年1月10日（必着）まで
- 《提出先》 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地 1
南箕輪村役場財務課財政係 宛

【必要書類について】

なりすまし防止のため「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の写しを申請書とともに郵送することが必須となりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、下記の書類を申請書に貼りつけてお送りください。

○マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方

個人番号確認書類	マイナンバーカードの裏面の写し
本人確認書類	マイナンバーカードの表面の写し

○マイナンバー（個人番号）カードをお持ちでない方

個人番号確認書類	通知カード もしくは 個人番号が記載された住民票の写し
本人確認書類	次のうち、いずれか1つの写し ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など ※写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーする。 《上記書類をお持ちでない場合》 ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・納税証明書 などの写し2つ

【ワンストップ特例申請をしても適用されない場合】

- ・「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。（※受付書の半券が必要な方はその旨ご連絡ください。）
- ・「書類不備」の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、速やかに必要書類等をお送りいただきますようお願いいたします。
- ・ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申請する必要があります。

※特例申請書の記入例については、裏面をご覧ください。

なお、特例申請書はすべての寄附者様に送付しております。（12月寄附の方を除く）

すでにご自身でダウンロードし、提出済みの方は、提出不要です。